

徳島県ごみ処理長期広域化・集約化計画策定業務委託 企画提案（プロポーザル）募集要項

1 業務名称

徳島県ごみ処理長期広域化・集約化計画策定業務

2 目的

令和6年3月29日付け環境省通知「中長期における持続可能な適正処理の確保に向けたごみ処理の広域化及びごみ処理施設の集約化について」に基づき、必要な調査等を行いながら、2050（令和32）年度までを計画期間とする新たな「徳島県ごみ処理長期広域化・集約化計画」を策定することを目的とする。

3 業務内容

別紙「徳島県ごみ処理長期広域化・集約化計画策定業務委託仕様書」のとおり

4 委託料（上限額）

26,200,000円（消費税及び地方消費税を含む。）

対象年度	委託料上限額
令和8年度	13,100,000円
令和9年度	13,100,000円
委託料総額（上限額）	26,200,000円

5 委託期間

契約締結日から令和10年3月31日まで

6 参加資格

次の全ての要件を満たすこと。

- ① 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者
- ② 徳島県建設業指名停止措置要綱及び徳島県物品購入等に係る指名停止等措置要綱に基づく指名停止又は指名回避の措置を受けていない者
- ③ 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又はその構成員（暴力団の構成団体の構成員を含む。）若しくは暴力団の構成員でなくなった日から5年を経過しない者（以下「暴力団の構成員等」という。）でない者
- ④ 暴力団又は暴力団の構成員等の統制の下にない者
- ⑤ 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て、民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立て又は破産法（平成16年法律第75号）に基づく破産手続開始の申立てがなされていない者（ただし、会社更生法に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法に基づく再生手続開始の申立てがなされている者であっても、更生計画の認可の決定又は再生計画の認可の決定が確定した者については、当該申立てがなされていない者とみなす。）

- ⑥ 特定の政治活動又は宗教活動等を主たる目的とする団体、公序良俗に反する等適当でない
と認められる事実がない者
- ⑦ 国税及び地方税等を滞納していない者

7 スケジュール

- 令和8年4月27日(月) 公募開始
- " 5月7日(木) 質問受付締切
- " 5月14日(木) 参加申込締切
- " 5月21日(木) 企画提案書提出締切
- " 5月下旬 選定委員会、結果通知、契約

8 質問受付

本業務に関する質問は、令和8年5月7日(木)午後5時までに「質問書(様式第1号)」を「13 担当課」あて電子メールにより提出すること(送信後に電話で提出確認を行うこと)。

回答については、質問者に対し電子メールで回答するほか、県ホームページに掲載する。

9 参加申込

本要項に基づく提案に参加を希望する者は、令和8年5月14日(木)午後5時までに「参加申込書(様式第2号)」を「13 担当課」あて電子メール、郵送又は持参により提出すること。なお、電子メールや郵送の場合は電話による提出確認を行うこと。

「参加申込書」の提出後に辞退する場合は、「辞退届(様式第3号)」を提出すること。

10 企画提案書提出

参加申込を行った者は、令和8年5月21日(木)午後5時(必着)までに、企画提案書等を「13 担当課」あて郵送(レターパックプラス又は簡易書留)又は持参により提出すること。

<提出書類>

- ①企画提案書(様式第4号) 6部
- ②事業者概要(様式第5号) 6部
- ③見積書(様式第6号) 6部(原本1部、写し5部)

11 審査

(1) 審査方法

- ① 県が設置する選定委員会において、令和8年5月下旬頃、プレゼンテーションを伴う企画提案書の審査を実施する。

プレゼンテーションの時間は、提案者当たり30分以内(企画提案説明15分、質疑応答15分)とする。

プレゼンテーション資料は、企画提案書を用いるものとし、新たな説明資料の追加は認めない。

- ② 審査基準に基づき、各委員の採点の合計点が最も高い者を委託候補者として選定する。
- ③ 得点が同点となった場合は、委員の協議により決定する。

- ④ 参加者が1者であった場合は、総合的に評価して委託候補者としての適否を判断する。
- (2) 審査基準
別表により総合的に評価し、選考する。
- (3) 審査結果
審査結果は提案者各人に対して、文書により通知する。

12 留意事項

- (1) 選定結果に関わらず、提案に要した経費は提案者の負担とする。
- (2) 企画提案書等提出物は返却しない。
- (3) 参加申込は1者につき1件とする。
- (4) 委託候補者の決定後、仕様書や提出された企画提案書の内容を基本として、当該候補者と県で協議を行い、合意の後、契約を締結する。
- (5) 委託料の支払いについては、原則として年度ごとに精算払いとする。
- (6) 本業務の全部又は一部を第三者に委任し又は請け負わせてはならない。
ただし、業務を効率的に行う上で必要と認められる場合、事前に県の承諾を得た上で、業務の一部を委託することができる。
- (7) 本業務は債務負担行為に基づく複数年契約となるが、次年度の本業務に係る予算の議会における承認を以て次年度の業務実施となることに留意すること。

13 担当課

徳島県生活環境部資源循環課循環社会推進担当
〒770-8570 徳島市万代町1丁目1番地
電話：088-621-2267
電子メール：shigenjunkanka@pref.tokushima.lg.jp

(別表) 審査基準

	項目	審査基準	配点
1	業務実施体制	業務遂行能力（組織・人員の体制）は十分か。 実施スケジュールは適切か。	15
2	業務実績	これまでに同様の事業を実施する等、本業務実施に 十分なノウハウがあるか。	10
3	市町村等の意向確認	意向確認の手法は具体的で効果的なものか。	10
4	人口及びごみ排出量 等の将来予測	予測推計手法は具体的に示されているか。	10
5	広域化計画における 地域的な廃棄物処理 体制の検討	現状把握や原因分析を適切に行えているか。 見直しや検討の方向性は適切か。 実現性の高い検討がなされているか。	20
6	ごみ処理広域化・集約 化協議会の設立支援、 開催・運営	議題や運営方法が具体的か。 開催結果のフィードバック体制は十分か。	15
7	計画素案、最終案の作 成	計画の構成が具体的に示されているか。 構成の提案理由は適切か。	10
8	見積額	積算や根拠が明確に示され、合理的な内容・金額と なっているか。	10
		合 計	100

※ 「総配点数（100点）の60%以上」を基準点とする。